

知っトク@

～ 名護中学校事務だより ～

令和5年8月発行 名護中学校事務 與那嶺 友美

子ども達にとってはあっという間、大人にとっては長かったであろう夏休みも終わり、学校に子供たちの賑やかな声が戻ってきました!! まだまだ暑い日が続きますが、2学期には様々な学校行事が予定されており、それに伴ってPTA作業等もおこなわれます。今回はPTA活動における「もしもの時の安心」のお話。もしもこんな時にケガをしたら…!!

PTA活動の強い味方 もしもの時の「安全会制度」について

○ 「安全会制度」とは？

PTA主催の集会、研修、美化作業、スポーツ大会や、学校行事のうちPTAが参加する授業参観、運動会等でおきた事故に対して共済金が支払われる制度です。

○ 加入の対象者は？

在籍生徒、P会員世帯、T会員、幼稚園・こども園世帯、準会員で共済掛金150円を支払いしている方（世帯）が対象です。毎年、お支払いいただいているPTA会費より掛金を支出しています。（本校生徒は全世帯対象となります）

○ どんな時に共済金が支給されるの？

上記行事等へ参加中の骨折、捻挫、アキレス腱切断、切傷・すり傷、打撲等や眼鏡を破損した場合等（会場までの往復途上中の事故も含む ※要件あり）

※ ただし、在籍児童生徒が学校行事等でケガをした場合でスポーツ振興センターの保障対象となる事故の場合は除く

【共済金の種類】

- ・ 通院共済金 … 3,000円×通院日数（90日限度、事故発生後180日まで）
- ・ 固定具装着 … 1日500円または1,000円×装着した日数
- ・ 入院共済金 … 5,000円×入院日数（180日限度）

※ 入院+通院+固定具装着となった場合は合わせて180日限度

- ・ 後遺障害共済金 … 180日以内に障害が固定した場合（限度額400万円）
- ・ 死亡共済金 … 事故から180日以内に死亡した場合（限度額400万円）
- ・ 眼鏡の破損 … 新規購入額の1/2もしくは修理費全額（限度額2万円）

～ 事故発生から共済金支給までの流れ ～

